

8－8. 防災対策制度（居住誘導区域等権利設定等促進事業）

- 本町では、防災まちづくりに取り組むため、防災集団移転とあわせて災害のおそれがある区域から居住誘導区域への移転に主体的に関わる「居住誘導区域等権利設定等促進事業（防災移転支援事業）」の活用を検討します。

（１） 制度の概要

表 8－10 制度の概要

制度名	居住誘導区域等権利設定等促進事業（防災移転支援事業）
根拠法令	都市再生特別措置法第 81 条第 13 項
概要	災害の発生するおそれのある区域の住宅または施設の誘導区域への移転に対し、町が主体となって移転者等のコーディネートを行う「居住誘導区域等権利設定等促進計画（防災移転支援計画）」を作成し、権利設定等の手続きを代行します。

（２） 事業に関する事項

表 8－11 事業に関する事項

記載事項		内容
居住誘導区域等権利設定等促進事業区域		居住誘導区域内であって、別表に定める土地の区域以外の土地
居住誘導区域等権利設定促進事業に関する事項	住宅	【移転を促進すべき建物の種類】 ・ 住宅 【移転を促進すべき災害のおそれがある区域】 ・ 居住誘導区域外の町域にあり、かつ別表に定める災害のおそれのある土地の区域

<別表>

- ・ 建築基準法に基づく災害危険区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害（特別）警戒区域
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 茨城県が公表する水害リスク情報図のうち想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・ 茨城県が公表する津波浸水想定区域